○法務省令第　　号

民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年　　月　　日

法務大臣　平口　洋

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第五十七条　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。 ［一～七　略］ 八　当事者に未成年の子があるときは、親子交流、監護の分掌及び養育費の分担についての各取決めの有無並びに養育費の分担について取決めをしているときは、その取決めが公正証書によるものかどうかの別 九　親権者の定めをしたときは、離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した旨 ②　［略］ 別表第五（第七十九条の二の三第一項関係） 一・二　［略］ 三　法務省　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七十六条の三第一項の相続人である旨の申出等に係る事務についての確認に関する事務　不動産登記法第百十九条の二第一項又は第二項の所有不動産記録証明書の交付の請求に係る審査に関する事務	第五十七条　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。 ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ②　［同上］ 別表第五（第七十九条の二の三第一項関係） 一・二　［同上］ ［新設］　［新設］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附録第十三号様式を次のように改める。

附録第十三号様式　離婚の届書（日本産業規格A列三番）（第五十九条関係）

同居の期間	年　月から　年　月まで	
別居する前の住所	番地 番　号	
別居する前の世帯のおもな仕事と夫妻の職業	□ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 4.３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5.１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6.仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください）	
	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名（※押印は任意）	夫　印	妻　印
（親権者の定めをした場合）相違なければ、☒のようにしるしをつけてください。	□離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	□離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	印	印
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所		
本籍	番地 番	番地 番

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

□取決めをしている。　□まだ、決めていない。

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うと取り決めた場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について

□取決めをしている。　□まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをする取決めをしている場合も「親子交流について取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

□取決めをしている。（取決め方法〔□公正証書　□それ以外〕）

□まだ、決めていない。※取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。法務省のウェブサイト等をご覧ください。

養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

離　婚　届

年　　月　　日 届出

長　殿

（フリガナ） 氏　　名	夫		妻	
生年月日	年　　月　　日		年　　月　　日	
住　　所				
本　　籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番			
	筆頭者の氏名			
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください）	夫の父	続き柄 男	妻の父	続き柄 女
	母		母	
	養父	続き柄 養　子	養父	続き柄 養　女
	養母		養母	
離婚の種別	□協議離婚 □調停　　年　　月　　日成立 □審判　　年　　月　　日確定		□和解　　年　　月　　日成立 □請求の認諾　　年　　月　　日認諾 □判決　　年　　月　　日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 □妻 は □もとの戸籍にもどる □新しい戸籍をつくる			
	番地 番　　筆頭者の氏名			
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子			
	父（夫）が親権を行う子			
	母（妻）が親権を行う子			
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子			

附　則

（施行期日）

１　この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、令和八年二月二日から施行する。

（届書の用紙に関する経過措置）

２　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。